

# 業種区分及び申請手数料について

作成：令和3年6月

業種名	概要	申請手数料
飲食店営業	○ 食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業	新規：20,500 円 更新：16,200 円 臨時：2,200 円
調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	○ 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規：12,300 円 更新：10,100 円
菓子製造業	○ ケーキ、あめ、せんべい等社会通念上菓子の完成品と認識されているもの又はチューインガムを製造する営業、パン製造業及びあん類を製造する営業 ※この許可に付帯してできること ・客が購入した菓子やパンに飲料を添えて施設内で提供 ・調理パンの製造	新規：17,700 円 更新：14,400 円
アイスクリーム類製造業	○ アイスクリーム、アイスシャーベット、アイスキャンデーその他液体食品又はこれに他の食品を混和したものを凍結させた食品を製造する営業	新規：17,700 円 更新：14,400 円
乳処理業	○ 生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造（小分けを含む）をする営業又は生乳を処理し、若しくは飲用に供される乳の製造をし、併せて乳製品（飲料に限る）若しくは清涼飲料水の製造をする営業	新規：26,200 円 更新：20,800 円
特別牛乳搾取処理業	○ 牛乳を搾取し、殺菌しないか、又は低温殺菌の方法によって、これを厚生労働省令で定める成分規格を有する牛乳に処理する営業	新規：26,200 円 更新：20,800 円
乳製品製造業	○ クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調整粉乳、調整液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂乳固形分 3.0%未満を含むもの）及び乳飲料の製造をする営業 ※小分け（固形物の小分けを除く）を含む ※上記以外の食品のうち、乳・乳製品を原材料とした食品（チーズや発酵乳を一定程度含む菓子やそうざい製品、ソフトクリームの原材料となるソフトクリームミックス等）を製造する場合、食品の特性に応じ、菓子製造業、アイスクリーム製造業、そうざい製造業等の許可施設で製造しても差し支えない	新規：26,200 円 更新：20,800 円

業 種 名	概 要	申請手数料
集乳業	○ 生乳を集荷し、これを保存する営業 ※乳処理業許可施設に併設するクーラーステーションは含まない	新規：12,300 円 更新：10,100 円
食肉処理業	○ 食用に供する目的で食鳥若しくは獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分解し、若しくは細切する営業 ※食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第1号に規定する食鳥（にわとり、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家禽んであって政令で定めるもの）は含まない ※と畜場法第3条第1項に規定する獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）は含まない ※食肉製品製造のための食肉の細切・分割は含まない	新規：26,200 円 更新：20,800 円
食肉販売業	○ 鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む）を販売する営業 ※ 食肉を容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態の販売するものを除く	新規：12,300 円 更新：10,100 円
食肉製品製造業	○ ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類するもの（以下、食肉製品）を製造する営業又は食肉製品と併せて食肉若しくは食肉製品を使用したそうざいを製造する営業	新規：26,200 円 更新：20,800 円
魚介類販売業	○ 店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業（冷凍したものを含む） ※仲卸をする者も含む ※活〆、放血・頭・内蔵・鱗除去等をしたもの、切り身またはむき身、生干し等にしたものを含む ※魚介類を生きているまま販売する営業を除く ※鮮魚介類を容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態販売する営業及び魚介類競り売り営業に該当する営業を除く ※付帯的に魚介類を茹でる、焼くなどの調理を行うことは差し支えない	新規：12,300 円 更新：10,100 円 臨時：2,200 円
魚介類競り売り営業	○ 鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他の厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業	新規：26,200 円 更新：20,800 円
水産製品製造業	○ 魚介類その他の水産動物若しくはその卵（以下、水産動物等）を主原料とする食品を製造する営業又は当該食品と併せて当該食品若しくは水産動物等を使用したそうざいを製造する営業	新規：20,500 円 更新：16,200 円
冷凍食品製造業	○ そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品（※）を製造する営業 ※食品、添加物等の規格基準に規格基準が定められた冷凍品に限る	新規：26,200 円 更新：20,800 円
複合型 冷凍食品製造業	○ 冷凍食品製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）又は麺類製造業に係る食品（冷凍品に限る）を製造する営業 ※H A C C P に基づく衛生管理を行う場合に限る	新規：33,600 円 更新：26,600 円

業 種 名	概 要	申請手数料
食品の放射線照射業	○ 放射線を照射する営業 ※現在は、ばれいしょの発芽防止の加工としてのみ認められる	新規：26,200円 更新：20,800円
清涼飲料水製造業	○ 生乳を使用しない清涼飲料水又は生乳を使用しない乳製品（飲料に限る）の製造（小分けを含む）をする営業 ※生乳を使用しない乳酸菌飲料および乳飲料を含む	新規：26,200円 更新：20,800円
氷雪製造業	○ 氷を製造する営業	新規：26,200円 更新：20,800円
食用油脂製造業	○ 動物性、植物性及び中間製品、完成品を問わず、サラダ油、天ぷら油等の食用油脂及びマーガリン又はショートニングを製造する営業を製造する営業	新規：26,200円 更新：20,800円
みそ又はしょうゆ製造業	○ みそ若しくはしょうゆを製造する営業又はこれらと併せてこれらを主原料とする食品（※）を製造する営業 ※みそ加工品…粉末みそ、調味みそ等 ※しょうゆ加工品…つゆ、たれ、だし入りしょうゆ等（しょうゆの原料に占める重量の割合が上位3位以内であって、かつ、原料の重量に占める割合が5%以上のもの（製造時に添加した水は原料として換算しない）	新規：20,500円 更新：16,200円
密封包装食品製造業	○ 密封包装食品（レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品）であって、その保存に冷凍又は冷蔵を要しないものを製造する営業 ※食酢（すし酢を含む）、はちみつを除く	新規：26,200円 更新：20,800円
酒類製造業	○ 酒類の製造をする営業（小分けを含む）	新規：20,500円 更新：16,200円
豆腐製造業	○ 豆腐を製造する営業又は豆腐と併せて豆腐もしくは豆腐の製造に伴う副産物を主原料とする食品（※）を製造する営業 ※焼豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき、凍り豆腐、豆乳（密封・密栓された清涼飲料水たる豆乳を除く）、おからドーナツ等	新規：17,700円 更新：14,400円
納豆製造業	○ 納豆を製造する営業	新規：17,700円 更新：14,400円
麺類製造業	○ 生めん、ゆでめん、乾めん、そば、マカロニ等を製造する営業 ※飲食店営業許可施設で麺を製造し、これを調理し提供する場合（ラーメン店、そば・うどん屋等）は不要（ただし、継続的に、製造した麺を包装し、販売する場合は必要）	新規：17,700円 更新：14,400円

業 種 名	概 要	申 請 手 数 料
そうざい製造業	<p>○ 通常副食物として供される煮物（つくだ煮を含む）、焼物（いため物を含む）、揚物、蒸し物、酢の物又はあえ物又は、これらの食品と米飯その他の通常主食と認められる食品を組み合わせた食品を製造する営業</p> <p>※ 購入者等による最終的な調理が必要なそうざい半製品を含む（例：油で揚げていないコロッケ等）</p>	<p>新規：26,200 円 更新：20,800 円</p>
複合型 そうざい製造業	<p>○ そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業</p> <p>※ HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る</p>	<p>新規：33,600 円 更新：26,600 円</p>
添加物製造業	<p>○ 食品衛生法第 11 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物を製造する営業（小分けを含む）</p>	<p>新規：26,200 円 更新：20,800 円</p>
液卵製造業	<p>○ 鶏卵から卵殻を取り除いたものの製造をする営業（小分けを含む）</p>	<p>新規：17,700 円 更新：14,400 円</p>
漬物製造業	<p>○ 漬物を製造する営業または漬物と併せて漬物を主原料とする食品（※）を製造する営業</p> <p>※高菜漬け等、漬物とその他のものを混合して炒めるなど、漬物のような形態で販売されるもの</p>	<p>新規：17,700 円 更新：14,400 円</p>
食品の小分け業	<p>○ 次の営業（※）において製造された食品を小分けして容器包装にいれ、又は容器包装で包む営業</p> <p>※菓子製造業・乳製品製造業（固形物に限る）・食肉製品製造業・水産製品製造業・食用油脂製造業・みそ又はしょうゆ製造業・豆腐製造業・納豆製造業・麺類製造業・そうざい製造業・複合型そうざい製造業・冷凍食品製造業・複合型冷凍食品製造業・漬物製造業</p> <p>※調理や小売販売における小分けは含まない</p>	<p>新規：17,700 円 更新：14,400 円</p>